

秋田県再犯防止推進計画の概要

1-1 計画策定の趣旨

- 全国の刑法犯検挙人員に占める再犯者率は、平成18年の38.8%から48.8%(H30年)に上昇している。
- このことを踏まえ、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、国で策定する再犯防止推進計画を勘案して、地方公共団体も推進計画を策定することが努力義務化された。
- 本県においても、再犯者率は48.4%(H30年)と高いことから、国・県・民間団体等の役割分担を踏まえた県計画を策定する。

1-2 計画策定の目的

円滑な社会復帰に資する社会資源を整理・活用することで、再犯を防止するとともに、県民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指す。

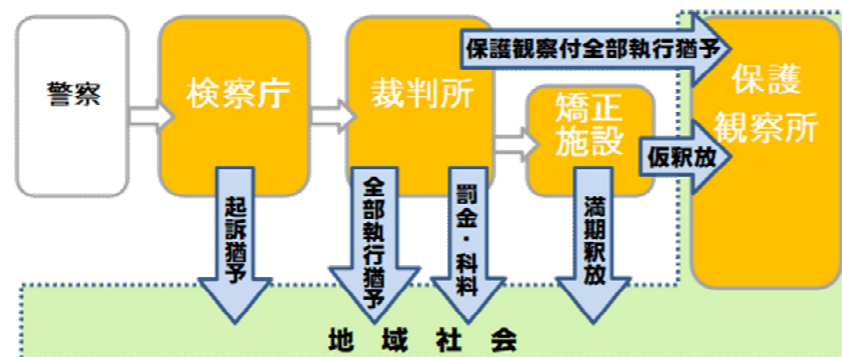
1-3 計画の位置付け

再犯防止推進法第8条に基づく県計画

1-4 計画の対象者

- 計画の対象者は、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設(刑務所、少年院等)出所者、非行少年若しくは非行少年であった者(「犯罪をした者等」という。)とする。

【成人による刑事事件のイメージ】



1-5 計画期間

令和2年度～令和6年度(5年間)

2-1 取組の目標

刑法犯検挙者のうちの再犯者数を20%以上の減とする
574人(H30年) → 459人以下(R6年)

3-1 現状と課題

1 再犯防止を取り巻く現状

- 犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居、居場所がない、高齢で身寄りがいない、障害がある、薬物に依存している、十分な教育を受けていないなど、様々な支援を必要とする人がいる。

○就労の状況

- ・全国では、仕事のない人の再犯率はある人の再犯率の約3倍であり、不安定な就労が再犯に結び付きやすい。
- ・本県では、保護観察を終了した時点で約半数の人が無職となっている。

○居場所の状況

- ・全国では、刑務所満期出所者のうち約半数が適当な住居が確保されないまま出所しており、さらに帰住先が確保されている者と比較して短期間で再犯に至っている。
- ・本県では、年間約100人が帰住先がないために、一時的な住居を提供している民間施設に入所している。

○高齢者の状況

- ・全国では、出所後2年以内に刑務所に再入所する者のうち、高齢者の割合が全世代の中で最も高い。
- ・本県では、再犯者に占める高齢者の割合は約4割である。

2 課題

- 支援を必要とする人や刑事司法関係機関が地域のサービスに関する情報の把握が不十分であることなどから、社会の支援に繋がっていない。

3-2 取組の内容

高齢者とそうでない者の特性に応じた取組を重点実施

- ・65歳未満 安定した生活に繋げるための「就労の確保」
- ・65歳以上 必要なサービスに繋げるための「居場所の確保」及び「福祉サービスの提供」

1 国・県・民間団体等による連携体制の強化

- ・再犯防止推進協議会の設置
- ・市町村及び福祉関係者等への啓発

2 就労と居場所の確保による支援

(1) 就労の確保

- ・就職活動に関する相談支援
- ・生活困窮者・障害者への就労・生活支援
- ・農林水産分野における就業支援
- ・対象者を雇用する協力雇用主への県建設工事入札参加資格審査時における優遇措置
- ・県内企業に対する雇用協力の依頼周知
- ・暴力団離脱者の就労受入に協賛する企業の拡大

(2) 居場所の確保

- ・県営・市町村営住宅への公平な入居機会の確保
- ・民間と協働した一時的住居の確保
- ・見守りボランティアの活動への広報支援
- ・実効性のある住居確保支援策の探索

3 保健医療・福祉サービスの提供による支援

(1) 高齢者や障害のある人への支援

- ・矯正施設退所者への福祉的支援の実施
- ・起訴猶予や執行猶予者等への福祉的支援の実施
- ・知的・精神障害者に係る他機関との連携強化

(2) 薬物に依存している人への支援

- ・薬物依存症の相談支援や依存離脱プログラムの実施
- ・自助グループ等による活動への支援

4 学校等と連携した修学支援と非行防止等の推進

- ・スクールソーシャルワーカーによる連携体制の一層の充実
- ・スクールカウンセラーによる相談支援

5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

(1) 民間協力者の活動促進

- ・県職員退職者に対する保護司等の紹介

(2) 広報・啓発活動の推進

- ・社会を明るくする運動や青少年健全育成の推進